

(2) 安否の報告方法

議員は、「県内に震度 5 強以上」又は「選挙区内の市町に震度 5 弱」の地震が発生した場合は、次の順序の方法により、速やかに事務局に安否等を報告する。ただし、被害がある場合は、震度や選挙区にかかわらず報告する。

F A X

- ・「安否報告書」(様式 1) を記入し、[議会事務局 059 - 229 - 1931](tel:059-229-1931) へ送信する。
- ・事務局からも各議員に「安否報告書」を一斉送信するが、可能な限りこれを待つことなく報告する。

電 話

- ・安否等を[議会事務局 059 - 224 - 2874](tel:059-224-2874) へ報告する。
- ・一般電話がかかりにくい場合は、公衆電話(災害時に優先的につながる)を利用する。
- ・正副議長は、災害用携帯電話を利用する。

メール

- ・パソコン又は携帯電話から安否等を[議会事務局 gikaig@pref.mie.jp](mailto:gikaig@pref.mie.jp) 又は [議事課公用携帯 gizika1@docomo.ne.jp](mailto:gizika1@docomo.ne.jp) へ送信する。

災害用伝言ダイヤル(大規模災害発生時に N T T が開設)

【議員から報告する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって安否等を報告(録音)する。
- ・登録する電話番号は、[議員名簿記載の自宅又は事務所の電話番号](tel:059-224-2869)とする。

【事務局からの連絡事項を確認する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって内容を確認(再生)する。
- ・確認する電話番号は、[議会事務局 059 - 224 - 2869](tel:059-224-2869)とする。

登録する電話番号は固定電話の番号に限られるが、録音、再生は携帯電話を含め、すべての電話から可能である。